表二

一	室内ユニットが床置き形であるもののうち、設備用エアコンディショナー以外のもの
［削る］	
二	設備用エアコンディショナーであって、次に掲げるもの
イ	既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの
ロ	外気温度が低いときでも暖房能力の低下を抑制する機能を有するもの
ハ	外気温度が低いときでも冷房運転を維持する機能を有し、情報通信機器、電子機器若しくは電気機器が設置された室又は食品を調理若しくは加工する室の空気調和を目的としたもの
ニ	設定温度を摂氏十度以下にする機能を有し、食品を調理又は加工する室の空気調和を目的としたもの
ホ	集じんフィルターを有し、クリーンルームの空気調和を目的としたもの
ヘ	外気導入による空気調和を目的としたもの
ト	圧縮機、蒸発器及び凝縮器が同一の筐体内に配置されたもの
三～七	［略］
八	ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーであって、次に掲げるもの
イ	既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの
ロ	冷房と暖房を同時に使用するための冷媒の分流に必要な構造を有するもの
ハ	外気温度が低いときでも暖房能力の低下を抑制する機能を有するもの
ニ	発電機を有し、発電した電力を外部に出力するもの
ホ	内燃機関により駆動する圧縮機と電気により駆動する圧縮機が同一の冷媒配管を利用するもの
ヘ	冷凍サイクルにより冷却又は加熱された冷媒が水と熱交換するもの
ト	外気温度が低いときでも冷房運転を維持する機能を有し、情報通信機器、電子機器若しくは電気機器が設置された室又は食品を調理若しくは加工する室の空気調和を目的としたもの
チ	設定温度を摂氏十度以下にする機能を有し、食品を調理又は加工する室の空気調和を目的としたもの
リ	集じんフィルターを有し、クリーンルームの空気調和を目的としたもの
ヌ	外気導入による空気調和を目的としたもの
九	中央方式エアコンディショナーであって、次に掲げるもの
イ	熱媒体等として水を用いるものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度を摂氏三度以下に設定できるもの、又は定格冷却能力が九十キロワット以下のものであって、インバータにより圧縮機を駆動する構造を有しないもの
ロ	熱媒体等として水を用いるものであって、凝縮器の出口における熱媒体等の温度を摂氏六十度を超えて設定できるもの

表二

一	室内ユニットが床置き形であるもの
二	電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
三	機械器具の性能維持又は飲食物の衛生管理若しくは農作物の育成等のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
［新設］	
四～八	［略］
九	内燃機関により圧縮機を駆動する構造のもの
［新設］	
十	中央方式エアコンディショナー（遠心式の圧縮機を用いるものを除く。）
［新設］	